

野鳥にふれないでー鳥インフルエンザ対策ー

冬は、多くの渡り鳥が鹿児島県にやってきます。野鳥の中には、高病原性鳥インフルエンザウイルスを保有している鳥もいます。

家畜として飼養されている鶏などが、高病原性鳥インフルエンザに感染すると、その多くが死んでしまいます。

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防ぐため、野鳥との接し方には注意しましょう。



野鳥との接し方

- ・死んだ野鳥、弱っている野鳥を見つけても、素手で触らないでください。
- ・鳥のフンなどに触れたら、手洗い・うがいをしましょう。
- ・野鳥のいる水辺などに近づきすぎないようにしましょう。
- ・靴でフンを踏まないよう十分注意し、必要に応じて消毒しましょう。

人にも感染しますか

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と濃密に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染することはありません。

日常生活では、野鳥などのフン等に触れた場合に手洗いとうがいをきちんとすれば、過度に心配する必要はありません。



鶏肉や鶏卵を食べても大丈夫ですか

鶏肉や鶏卵を食べて鳥インフルエンザに感染したという事例は、世界的に報告されていないため、食べても大丈夫です。

国内において鳥インフルエンザが発生した場合、鶏や鶏卵の移動が制限されるなどの迅速な家畜防疫措置により、感染した鶏肉や鶏卵が市場に出回ることはありません。

なお、鶏肉や鶏卵を食べる場合は、食中毒予防の観点からも食品全体を十分に加熱しましょう。

ペットの鳥の飼育で気をつけることがありますか

鳥インフルエンザが発生しても、直ちに、家庭などで飼われている鳥が感染するということはありませんが、次のことに注意しましょう。

- ペットの鳥に野鳥が近づかないようにしましょう。
- 鳥を飼っている場所はこまめに掃除し、フンはすぐに片付けましょう。
- エサや水は、こまめに取り替えましょう。
- 鳥の体やフンに触れた後は、手洗い・うがいをしましょう。
- 口移しでエサをあげないようにしましょう。

野鳥が死んでいたらどうすればいいですか

野鳥は、エサがとれない、環境の変化に耐えられないなどさまざまな理由で死んでしまうことがあるので、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

しかし、野鳥はさまざまな細菌や寄生虫を持っていますので、死んだ野鳥を見つけたら、

素手では触らずに袋に入れて、一般ごみとして廃棄してください。

また、同じ場所でたくさんの鳥が死んでいる場合は、県庁自然保護課または市町村役場へご連絡ください。

問い合わせ先 野鳥：県庁自然保護課 ☎099(286)2616 食肉・ペット：県庁生活衛生課 ☎099(286)2786 家畜防疫：県庁畜産課 ☎099(286)3224

進学、就職する前に知っておこう ～若者を取り巻く消費者トラブル～

もうすぐ、多くの若者が進学、就職するなど新しいスタートを迎える季節です。新しい生活を楽しく送るためにも、消費者トラブルについて知っておきましょう。

○ワンクリック請求に注意

スマートフォンの普及により、パソコンだけでなくスマートフォンでの「ワンクリック請求」の相談事例が増えています。

ワンクリック請求の手口は、サイトに登録、契約が成立したと思わせて、利用者を慌てさせサイト使用料などの名目でお金を支払わせるものです。



アドバイス

料金確認(訂正・取消)画面がなく、年齢認証画面をクリック(タップ)しただけであれば、**契約は成立していません**。

請求メッセージが表示されたり、メールが届いても、**こちらからは決して連絡せず無視しましょう**。また、電話があっても、住所などの**個人情報**を漏らさないことが大事です。

相手に電話やメールをしてしまった場合は、**着信受信拒否設定**や**電話番号・メールアドレスなどを変更**しましょう。

こんなケースにも注意!

●「ワンクリック請求などのトラブルを解決する」とインターネットに掲載している探偵業者に依頼し、調査費用として高額な請求を受けた。

- インターネット通販で、代金を振り込んだが商品が届かない。
- 賃貸アパートの退去時に、高額な原状回復費用を請求された。などの相談事例が多くあります。

おかしな、困ったなと思ったら
一人で悩まず相談しましょう

県の相談窓口へ直接おかけになる場合は、こちらまで。

消費者ホットライン
ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!
0570-064-370
身近な消費生活相談窓口につながる全国共通ダイヤルです。

県消費生活センター
☎099(224)0999
(受付時間)月～金 午前9時～午後5時
土 午前10時～午後4時
(※土曜の来所相談は、要事前連絡)

消防団員募集

消防団員として活動してみませんか

消防団は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、消防・防災活動だけでなく、地域コミュニティの維持、活性化に大きな役割を果たしています。

地域の安心と安全を守るため、消防団に入団しませんか。

消防団員はどのような活動をしますか

火災や大規模災害が発生した時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、消防職員と協力して消火活動や救助活動を行います。

平常時には、訓練や防火啓発活動なども行います。



消防団には誰でも入団できますか

Q 仕事をしているけれど

A 入団できます。消防団員は、普段は、他の職業(会社員・自営業など)に就きながら、災害時や平常時の活動を行っています。

Q 女性は

A 現在、県内では約300人の女性消防団員が活躍しています。一人暮らしの高齢者宅の防火訪問などでは、特に女性消防団員の活躍が期待されています。
※市町村によっては募集していない場合もあります。

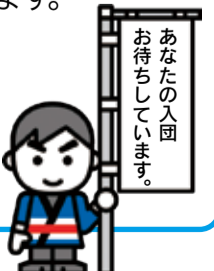
Q 学生だけど

A 一般的には、18歳以上を要件にしていますが、市町村の条例に定める年齢であれば入団できます。次世代の担い手育成のためにも、若い力を必要としています。



入団するにはどうすればよいですか

お住まいの地域を管轄する消防本部や市町村役場にお問い合わせください。



問い合わせ先 県庁消防保安課 ☎099(286)2259